

**鳥取県告示第129号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープ とっとり	株式会社メディコープとっとり 居宅介護支援事業所倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年3月1日